

兵庫県警察ヘリポートの使用及び管理に関する規程

平成9年1月16日
兵庫県警察本部訓令第2号

（目的）

第1条 この規程は、兵庫県警察ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の使用及び管理について必要な事項を定め、もってヘリポートを使用する航空機の運航の安全を確保することを目的とする。

（準拠）

第2条 ヘリポートの使用及び管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）、航空法施行令（昭和27年政令第421号）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）に定めあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（施設）

第3条 ヘリポートの施設は、着陸帯（滑走路を含む。以下同じ。）及びこれに附属する施設とし、兵庫県警察ヘリポート施設概要（別表第1）のとおりとする。

（管理責任者）

第4条 ヘリポートの管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、警備部警備課長をもって充てる。

2 管理責任者は、ヘリポートの使用及び管理に当たるものとする。

3 宿直勤務時間（兵庫県警察本部宿直勤務規程（昭和49年兵庫県警察本部訓令第19号）第3条に定める宿直の勤務時間をいう。以下同じ。）中におけるヘリポートの使用及び管理については、宿直責任者が管理責任者の職務を代行するものとする。

（管理責任者の職務）

第5条 管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空機の離陸又は着陸（以下「離着陸」という。）時のヘリポートの使用に関すること。
- (2) ヘリポートの整備及び機能の保持に関すること。
- (3) その他ヘリポートの管理に関すること。

（使用航空機の条件）

第6条 ヘリポートを使用することができる航空機は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 兵庫県警察の管理する多発回転翼航空機
- (2) 前号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた多発回転翼航空機

（運用時間）

第7条 ヘリポートの運用時間は、原則として日出から日没までとする。ただし、運用時間外において、法第81条の2に定める捜索又は救助のためにヘリポートを使用するときは、当該航空機の着陸予定時刻までに移動式の境界灯、照明灯及び灯台を設置し、点灯するなど所要の措置を執るものとする。

（使用許可）

第8条 ヘリポートの使用の許可を受けようとする者は、兵庫県警察ヘリポート使用許可申請書（様式第1号）2通をヘリポートを使用する日の7日前までに、管理責任者に提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項の申請に基づきヘリポートの使用を許可したときは、当該申請書にその旨を記載してこれをヘリポートの使用許可書として交付するものとする。

3 前項の定めによりヘリポートの使用許可書の交付を受けた者は、その記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

4 宿直責任者は、宿直勤務時間中において、ヘリポートの使用の許可に係る通報を受けたときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

（離着陸時の措置）

第9条 ヘリポートに着陸しようとする者は、あらかじめ着陸予定時刻を地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）に通報しなければならない。

2 前項の定めにより通報を受けた通信指令課長は、直ちに管理責任者に着陸予定時刻を連絡しなければならない。ただし、宿直勤務時間中における着陸予定時刻の連絡は、宿直責任者に対して行うものとする。

3 管理責任者は、航空機が離着陸しようとするときは、安全確保のために必要な要員を配置しなければならない。

4 本部長は、航空機が離着陸しようとするときは、ヘリポートを使用する者に対して、安全確保のために必要な要員の差し出しを命ずることができる。

（遵守事項）

第10条 ヘリポートを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 人員の乗降、荷物の積卸し及び航空機の停留は、着陸帯において行うこと。

(2) ヘリポートにおいては、原則として航空機の発動機を停止させないこと。ただし、やむを得ない事由により、航空機の発動機を停止させるときは、係留環に係留するなど所要の措置を執らなければならない。

（禁止行為等）

第11条 ヘリポートにおいては、法第53条及び規則第92条の4に定める禁止行為のほか、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 航空機の運行以外の目的に使用すること。

(2) 火気を使用すること。

(3) その他ヘリポートの機能を損なうおそれのある行為をすること。

2 管理責任者は、前項に定める禁止行為をヘリポートの見やすい場所に掲示しなければならない。

（給油作業等の制限）

第12条 ヘリポートにおいては、航空機の給油、排油等の危険を伴う作業を行ってはならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があると管理責任者が認めたときは、この限りでない。

（設置基準の維持及び管理）

第13条 管理責任者は、規則第79条に定める設置基準に適合するようヘリポートの維持及び管理を行うとともに、毎月2回以上の点検を実施し、その結果を兵庫県警察ヘリポート点検表（様式第2号）に記載するものとする。

（運用休止時の措置）

第14条 管理責任者は、改修工事等によりヘリポートの運用を休止するときは、ヘリポートに兵庫県警察ヘリポート運用休止標識（別図第1）等必要な標識を設置し、運用休止の状況を明確にしなければならない。

（災害対策）

第15条 管理責任者は、ヘリポートにおける航空機の火災等の事故の発生に備えて、ヘリポートに消火設備及び救難器具一覧表（別表第2）に定める消火設備及び救難器具を設置し、定期的に点検を行うとともに、必要な訓練を実施しなければならない。

（緊急事態発生時の措置）

第16条 管理責任者は、天災その他の事由により、航空機の離着陸の安全に障害があると認めるときは、直ちにヘリポートの使用を禁止し、その旨を本部長に報告するとともに、運輸省大阪航空局長に通報しなければならない。

2 安全確保のために配置された要員は、航空機の事故等緊急事態が発生したときは、負傷者

の救護、火災の消火、管理責任者への報告等迅速かつ適切な措置を執らなければならない。

（関係機関との連絡）

第17条 管理責任者は、航空機の事故等ヘリポートにおける緊急事態の発生に備え、緊急事態連絡系統図（別図第2）に基づき、関係機関との連絡体制を確立しておかなければならない。

（業務日誌）

第18条 管理責任者は、兵庫県警察ヘリポート業務日誌（様式第3号）を備え付け、業務内容を記録しておかなければならない。

（細目的事項）

第19条 この規程の実施に関して必要な細目的事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年1月17日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年6月28日本部訓令第22号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。